

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

【本長糧太君登壇】

○本長糧太君 皆さん、おはようございます。自由民主党広島県議会議員連盟の本長糧太です。今次定例会において、質問の機会を与えていただき、中本議長、山下副議長、先輩、同僚議員に感謝いたします。それでは、横田知事をはじめ、執行部の皆様の温かく前向きな御答弁をお願いしまして、質問に入ります。

質問の第1は、条件不利な農地を有する本県における地域農業将来ビジョンの取組について伺います。

日本の農業は、人口減少や高齢化が進み、農業の担い手不足が深刻化しております。こうした状況を踏まえ、国は地域の話合いに基づき、将来の農地利用や担い手を明確化する地域計画の策定を進めております。

地域計画は、単に農地の集積をするための計画ではなく、10年後の地域農業の姿を描き、その実現に向けた道筋を示す重要な取組であります。しかし、中山間地域においては、担い手そのものが不足している地域も多く、農地の受け手が見つからないケースや、将来的な営農継続に不安を抱える地域も少なくありません。

本県でも地域計画の策定が進み、令和6年度末において、20市町で計199の地域計画が策定され、農地の利用意向調査や話合いが進んでおりますが、実際に誰がどの農地を担うのかという具体化が進まない地域が多く見られ、約67%の農地において将来の耕作者が確保できていない現状となっております。特に傾斜地を多く有する中山間地域においては、その課題がより顕著であります。

国は、農業の生産性の向上に向けて、農地の大区画化や集積、スマート農業を推進していますが、平地では効果を発揮する施策であっても、傾斜地では地形的制約から大規模機械の活用が難しく、十分な成果につながらない場合があります。

今後、圃場整備や農業政策を考える上では、単に面積拡大や省力化を追求するだけでなく、農業所得をいかに確保していくか、いわゆる稼げる農業という視点も不可欠であり、地域計画や地域農業将来ビジョンの策定において、地域でどの農地を、将来、誰が担うのかという議論だけでなく、どのような農業を行えば経営として成り立つのかという議論も同時に進めなければなりません。

地域計画と地域農業将来ビジョンを単なる計画に終わらせず、農地の再整備、担い手の確保、地域の持続性につなげ、地域の未来を切り開く実効性のある仕組みとするためには、平地と中山間地の違いを踏まえた上での施策の推進が求められます。特に、中山間地域の傾斜地における畦畔のり面の草刈りは、農業者にとって大変大きな負担となっております。これに対し、ハード・ソフト両面での軽減策が不可欠であると考えます。

そこで、県では、地域計画、地域農業将来ビジョンの策定に当たって、中山間地域の将来の農業構造をどのように描き、将来にわたって維持すべきとされた農地のうち、大区画化やスマート農業の効果が限定的な条件不利な農地について、どのような方向性で維持、活用を図っ

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

ていく考えであるのか、知事にお伺いいたします。

質問の第2は、農業水利施設の維持改修についてお伺いいたします。

中山間地域等条件不利地域が多い本県においては、土地生産性の高い農業の実現に取り組んでいますが、耕作に必要な農業用施設は、農業が盛んな時期に整備されたものが多く、近年は老朽化が著しいことから、軽微な補修を繰り返しながら使用している状況です。

特に、河川に設置されているゴム堰については、設置から長期間が経過した施設が増加しており、経年劣化による損傷が課題となるとともに、豪雨時の増水や流木等の影響によりゴム袋体が破損する事例も見受けられています。地元の方々からも、施設の改修を行いたいとの話を度々お伺いしますが、このようなゴム堰の補修や更新には、多額の費用を要することに加え、人口減少等に伴い施設利用者が減少している地域も多いことから、関係者の負担額が高額になり、必要な対応を講じることが困難な状況となっています。

このような状況の中、施設の維持、改修に適切に対応していくため、国では、中山間地域における国庫補助事業の補助率を引き上げ、市町等地元の負担軽減を図るとともに、担い手への農地集積・集約割合などの一定条件を満たす場合に促進費を交付し、農業者の負担軽減を図るなどの事業制度を設けられていると伺っております。国では、令和6年度の食料・農業・農村基本法の改正を受け、令和7年度に食料・農業・農村基本計画を策定して、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとされております。

県でも、知事が今年度を農地再整備元年と掲げられた上で、農地を再整備し、水路もしっかりと再整備して、次の世代に引き継いでいかなければならないとおっしゃっております。安定的な農業生産の維持や持続的な発展に向けて、老朽化した農業水利施設の適切な維持管理や改修、更新が図られるよう、保全対策に必要な予算を確保するとともに、農業水利施設の補修、改修等におけるさらなる支援を拡充するなど、地域の実情を踏まえた柔軟な対応が必要であると考えます。

農林水産省で長年行政経験を積まれた知事は、現場のこともよく分かっておられると思います。ぜひとも横田知事の経験と見識を生かした横田カラーの見える施策展開を期待しております。

そこで、県としてゴム堰をはじめとした農業水利施設の再整備について、特に財政力の小さい市町は大きな負担となることから、市町及び農業者の負担を最大限軽減できる事業制度を優先的に選択し活用していくことが重要と考えますが、今後どのように対応していこうと考えられているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

質問の第3は、中山間地域の社会資本整備の推進に向けた予算確保について、土木建築局の予算に焦点を絞ってお伺いいたします。

今年度の災害復旧事業費及び災害関連事業費を除く公共事業の予算額は、当初予算と令和7年度の国の補正に対応した12月及び2月補正予算を合わせて1,052億円と、対前年度比103%となっています。また、今年度の補助公共事業の内示額は、対前年度比104.5%と増額された

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

と伺っております。物価高騰が続く中、昨年度より多くの公共事業予算が確保されたことは、県内のインフラ整備や地域経済の下支えの観点からも一定の安心材料であり、私自身もまずは評価すべきであると受け止めております。

しかしながら、建設事務所ごとの内訳を確認しますと、必ずしも全ての事務所において予算が増額されているわけではありません。例えば、三次市と安芸高田市を管轄する北部建設事務所の昨年度からの繰越しを含む今年度の予算額は約94億円と、昨年度から約20億円もの減額となり、対前年度比83%と、2割近い減少となっています。また、私の地元である北広島町や安芸太田町を管轄する西部建設事務所安芸太田支所においても、昨年度からの繰越しを含む今年度の予算額は約55億円で、対前年度比88%と、こちらも1割を超える減少となっています。

県全体の公共事業予算が増額されているにもかかわらず、県北部の予算がこれほど大きく減少している現状は、地域間のバランスという観点から看過できない問題であります。

公共事業は、単に道路や河川、砂防といったインフラを整備するだけではありません。建設事業者は、平時には地域の生活基盤を支え、災害時には真っ先に現場に駆けつける地域の守り手であります。

特に、人口減少が続き、地域の衰退が懸念される中山間地域においては、公共事業は地域経済を支える柱であり、雇用の確保にも直結しています。公共事業が縮小すれば、地域の建設業者の経営は不安定となり、結果として地域の安全・安心を守る体制そのものが弱体化しかねません。もちろん、公共事業は工事の進捗状況や完了時期によって毎年変動することは承知しております。

しかし、資材費や人件費が高騰する中で、県北部の予算がこれほどの大幅な減額となっている状況は、単なる年度間の変動として片づけられるものではありません。県全体の予算が増加しているにもかかわらず、県北部の予算が大きく減少しているという事実は、県としての配分方針において、地域間のバランスが十分に考慮されていないのではないかという印象を持ちます。

県の役割は、県内全域の均衡ある発展を図ることであり、中山間地域を含む県内全ての地域が持続可能でなければ、広島県全体の発展はあり得ません。地域の安全・安心を支える建設事業者の持続的な経営を守るためにも、公共事業については県内のバランスを確保し、少なくとも昨年度並みの予算額を維持することが必要であると考えます。

そこで、県北部の公共事業予算が減額されている現状を県としてどのように受け止めているのか、そして、県北部の建設業者が地域の守り手としての役割を果たし続けられるよう、県としてどのように予算額並びに事業量の確保に取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

質問の第4は、過疎地域における地域医療に対する今後の取組についてお伺いいたします。

広島県の中山間地域では、人口の減少、高齢化、医師の不足などにより医療提供体制の維持が大きな課題となっており、県は地域枠医師の育成や配置、へき地医療拠点病院による巡回

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

診療や医師の派遣、移動診療車の運行、地域包括ケアの推進などにより医療確保を図っていますが、依然として医師を含む医療従事者の確保と持続可能な医療体制の構築が重要な課題となっています。

県内の中山間地域の中でも、安芸太田町は、急速に人口減少と高齢化が進む地域であり、2020年時点における高齢化率は52%と県内最高水準であるとともに、安芸太田町の人口ビジョンにおいても、2025年に5,000人、2040年には3,400人へと減少し、2050年には人口が半分以下になると推計されております。安芸太田町では、このような過疎化や高齢化の進行に伴う患者数の減少などにより、病院経営が厳しさを増していることから、第三者有識者による安芸太田町病院事業あり方検討委員会を設置し、今後の地域医療の在り方について検討を行っております。

昨年度実施された検討委員会の報告書では、安芸太田病院の将来計画について、2025年から2040年までに入院・外来患者数が約30%減少する見込みであり、病床の30%程度の削減が望ましいとされています。また、入院棟建て替えも、費用が非常に高額となり、最低限の修繕による継続使用が望ましいとされるとともに、診療所の体制も含めた在り方なども検討されています。

こういった中、安芸太田病院では、既にAIによる問診システム、救急隊用デジタルデータを病院の電子カルテにダイレクトに変換するシステム、血圧や体温等のバイタルデータを電子カルテに自動転送するシステムを導入するなど、DXを積極的に導入しています。今後は、電波が届かない地域でも利用可能な衛星通信を活用したオンライン診療の実施や病院の会計後の後払いシステムへの地域通貨の活用も視野に入れているとのことでもあります。

さらに、安芸太田町は今後、病院完結型から地域、在宅を重視した医療供給体制への転換についての議論も進め、オンライン診療を活用した在宅医療の推進も検討しております。今後さらに患者数が減少していけば、病院経営はますます厳しさを増し、医療体制の変更を検討せざるを得なくなる可能性があります。地域の実情を踏まえると、安芸太田町や病院だけでは、病床の削減や病院の縮小の判断は難しいのではないかと考えられます。

だからこそ、県がこれから改定する地域医療構想において、中山間地域の医療提供体制の将来像を明確に示し、その方針の下で各医療機関の役割分担や機能転換を進めることが一層重要になってくることと考えます。

そこで、こういった安芸太田町等の県内中山間地における地域医療体制の現状をどのように認識しており、医療DXや在宅医療の推進を県としてどのように後押しするのか、また、広域的な医療連携も含めて、過疎化が著しい地域における地域医療体制の確保に向けて、県として今後どのように対応していく方針なのか、知事に伺います。

質問の第5は、本県の少子化対策と機運醸成についてお伺いします。

広島県の令和7年人口動態統計によれば、出生数は1万5,237人、前年比で528人減少しており、合計特殊出生率も1.27と年々下がり続けております。先日公表された2025年国勢調査結

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

果の速報値におきましても、50年ぶりに人口が270万人割れとなるなど、県の人口は急速に減少しています。

広島県では令和5年度に少子化対策・子育て支援に関する調査を実施し、調査によれば、多くの県民が理想としては2人、3人の子供を望んでいる一方で、実際に持つ予定の子供の人数は理想より少なく、いわゆる希望出生数と実際の見込み人数の間に大きなギャップが存在しています。その差を生む理由としては、まず、出産、子育て、教育費への将来の家計への不安、現在の収入不足といった経済的不安、また、子育てする時間的余裕がないこと、そして、母親へ家事・育児負担が偏っているといったパートナーの協力不足などが影響し、第2子、第3子のためらう要因となっていると考えられます。

国の調査でも、夫の家事・育児時間が長い家庭ほど第2子以降の出生割合が高いという結果が示されております。県では、こうした状況を踏まえ、ひろしまネウボラによる妊娠期から子育て期までの支援や結婚支援など、多様な施策を展開されていると承知しています。

しかし、重要なのは、制度を整えるだけでなく、広島でなら子育てできる、もう一人子供を持っても大丈夫と感じられる前向きな空気感や社会全体の機運をどう醸成していくかという点です。若者の間では、子育ては大変、自分には無理かもしれないといったネガティブなイメージが根強いのではないかと考えています。

子育て家庭のリアルな声の発信、SNSや動画を活用した若者へのアプローチ、地域での子育て体験イベントの拡充、企業の育休取得促進など、行政だけでなく、企業、地域、学校を巻き込んだ総合的な取組が求められます。例えば、育休では、仕事を休むといったマイナスのイメージから解放するため、知事や県内スポーツ選手からお祝いと激励のメッセージを届けるなど、県を挙げてプラスのイメージへと変える取組も面白いのではないかと考えます。

そこで、子供を持ちたいという希望があるにもかかわらず、経済的不安や仕事と育児の両立困難、家事・育児負担の偏在などによって希望出生数を実現できていない現状を県としてどのように捉えているのか、そして、若者・子育て世代、企業、地域を巻き込んだ県民全体の意識変容を促すような、社会全体で子育てを支援し、応援する機運の醸成を今後どのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

質問の第6は、県外進学した学生の帰省機会の確保を通じた県内回帰促進策についてお伺いします。

広島県で育った高校生が県外へ進学し、そのまま就職、定住するケースは少なくないと思います。一度、県外で生活基盤や人的ネットワークを築くと、卒業後に広島へ戻る選択肢が見えにくくなることも指摘されています。一方で、県外へ進学した若者が必ずしも広島とのつながりを失うわけではありません。家族や友人との交流、地域との関わりを通じて、広島への愛着や帰属意識を維持している学生も多くいると考えます。

私は、若者の県内回帰を促進するためには、就職活動の段階になって初めて広島との接点をつくるのではなく、進学後も継続的に広島とのつながりを持ち続けられる環境づくりが重要

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

であると考えています。その意味で、県外に進学した学生の帰省機会を増やすことは大きな意義があります。

実際、私の周りでも、県外へ進学した子供に対して、親が帰省費用を負担することによって、帰省する回数が増え、帰って来るたびに広島の話をする機会が増えているといったことも伺っています。帰省を通じて家族や地域との関係を維持できるだけでなく、県内企業の情報や地域の変化に触れる機会にもなります。地域行事やインターンシップ、同世代との交流などを通じて、将来広島で働く、広島で暮らすという選択肢を身近に感じることもつながると考えます。

また、県では「それ、広島で。」をキャッチコピーとして、広島で働く魅力や暮らしやすさを発信し、県内外の広島ゆかりの若者へ広島の価値を伝え、広島で働くこと、広島で暮らすことへの意識を持つきっかけとなる取組を進めております。この取組は、移住促進だけでなく、広島で育ち、県外へ進学した若者に対しても、改めて広島の魅力を認識してもらええる機会になり得ると考えます。

しかしながら、現在の取組は、情報発信に重点が置かれており、県外進学者との継続的な接点づくりという点では、まだ十分ではないように感じております。帰省機会の創出や県内企業との接点づくり、地域との交流促進などを通じて、県外進学者が広島とのつながりを維持することが、将来の県内回帰につながると考えます。

一方で、県外学生にとって、継続的に帰省するには、費用面での負担も大きなものとなってきます。県、市町、企業、関係団体などとも連携し、費用負担の軽減も図れるような取組の検討も必要ではないかと考えます。

そこで、県は、県外へ進学した学生がそのまま県外で就職、定住する要因について、現在どのような認識を持っておられるのか、また、「それ、広島で。」による情報発信に加えて、県外在住の学生に対しても、戦略的に帰省機会や県内企業との接点づくりを行うことにより、広島への愛着や誇りを再認識してもらうことで、将来的な県内就職やUターン促進につなげるべきと考えますが、今後どのように展開していくのか、知事にお伺いいたします。

質問の第7は、浄化槽の活用と維持管理について、2点お伺いいたします。

まず、汚水適正処理構想における浄化槽の位置づけと維持管理についてです。

県内では、人口減少や高齢化が進行しており、とりわけ中山間地域では人口密度の低下に伴い、下水道施設の整備や更新、維持管理に係る費用負担が大きな課題となっています。そのような中、浄化槽は個別分散型の汚水処理施設として、地域の実情に応じた効率的な生活排水処理を担っており、今後ますます重要な役割を果たすものと考えております。

また、近年は、大規模災害時においても比較的早期に機能回復が可能であることから、災害に強い生活インフラとしても注目されております。能登半島地震をはじめ近年の災害においても、生活排水処理機能を維持する上で浄化槽の有効性が改めて認識されたところであります。

このように、浄化槽は生活環境の保全だけでなく、地域の持続性や災害対応力の向上とい

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

う観点からも重要性が高まっており、県が策定している汚水適正処理構想においても、将来人口の減少や施設更新需要の増加を踏まえれば、従来の下水道中心の考え方だけではなく、浄化槽を積極的に活用する視点がより重要になると考えています。

一方で、浄化槽は設置すれば終わりではなく、保守点検、清掃、法定検査を継続して実施することによって初めてその機能が発揮され、生活環境の保全や公共用水域の水質保全につながるものであります。そのため、行政には、浄化槽の設置状況だけでなく維持管理の状況を正確に把握し、適切な指導や支援を行うことが求められています。

環境省は、令和元年の浄化槽法改正において浄化槽台帳の整備を法定化し、各自治体に対して浄化槽の設置情報のみならず、保守点検、清掃、法定検査などの維持管理情報を一元的に管理することを求めています。その背景には、全国的に浄化槽の設置状況が十分把握されていないケースや、法定検査未受検浄化槽、無届け浄化槽、さらには、生活環境保全上の問題が生じている浄化槽の把握が十分ではないという課題があります。

また、災害時には、浄化槽の設置位置や管理状況を迅速に把握することが、被害状況の確認やし尿処理体制の確保に直結するため、台帳整備の重要性は一層高まっています。環境省はGISを活用した浄化槽台帳システムの導入や、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関が保有する維持管理情報の電子化、データ連携を推進しており、こうしたデータを活用することで、し尿のみを処理する単独処理浄化槽から生活雑排水も処理する合併処理浄化槽への転換促進や法定検査受検率の向上、さらには、より効果的な維持管理指導につなげようとしています。

私は、今後の浄化槽行政においては、浄化槽の整備と併せて、適正な維持管理を継続的に実施できる体制を構築することが重要であり、その基盤となるのが浄化槽台帳であると考えています。

そこで、県は、人口減少社会や災害対応を見据えた上で、現在改定中である汚水適正処理構想の中で、浄化槽をどのように位置づけていくのか、また、浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化を含め、浄化槽の適正管理をどのように推進していく考えか、知事にお伺いいたします。

2点目は、浄化槽管理士に対する研修と登録制度についてです。

県では、浄化槽保守点検業の登録制度を設けており、登録業者は3年ごとに更新を行うこととされています。また、浄化槽法の改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修機会の確保として、令和2年に広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例及び同施行規則の改正を行い、平成29年から実施していた浄化槽管理士に対する維持管理業務講習会を条例規定の研修に位置づけ、技術力や知識の維持向上を図る取組が進められております。

浄化槽管理士の高齢化や担い手不足、技術者不足が進めば、将来的には維持管理体制そのものに影響を及ぼす可能性があるため、私は、この研修制度は浄化槽の適正管理を確保する上で大変重要な取組であると評価しております。

一方で、登録制度の運用については、更新時に必要な要件を形式的に満たしていれば、業

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

務実績の有無にかかわらず、登録が継続される仕組みであり、登録業者の中には実際には保守点検業務を行っていない事業者が存在することも予想されます。このような場合、業務実績のない登録業者が名簿上に残り続けることとなり、県民から見れば分かりにくいという指摘もあります。

そこで、県は、令和2年から条例規定の研修に位置づけた浄化槽管理士研修制度の意義をどのように捉え、現在の受講状況やその効果をどのように評価しているのか、また、県として、業務実態の有無を含めた登録業者の実態把握や技術力確保の徹底をどのように進めていく考えか、知事にお伺いいたします。

質問は以上となりますが、終わりに、私がここにこうして立てるのも、諸先輩方の御指導はもちろんですが、何より、地域をはじめ、多方面から支援してくださる皆様のおかげであります。今後も、謙虚に責務を全うしてまいりますことをお誓いいたしまして、4回目となる一般質問を終わらせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（中本隆志君） 当局の答弁を求めます。知事横田美香君。

【知事横田美香君登壇】

○知事（横田美香君） まず、農業水利施設の維持改修についてお答えいたします。

河川から農業用水を確保するためのゴム堰などの取水堰や用排水路、樋門などの農業水利施設は、安定的な農業生産に欠かすことのできない施設であり、適切に維持管理するとともに、計画的に改修を進め、次世代に継承していくことが重要であると認識しております。このため、これまでも市町と連携して、地域の実情などを踏まえながら、施設の老朽度に応じて改修を進めてまいりました。

こうした中、工事費用の高騰や施設利用者の減少などにより、農業水利施設の改修にかかる市町や農業者の負担の増加が大きな課題となっております。このため、機能診断に基づく計画的な改修、複数の取水堰の統合、代替水源としての簡易な揚水施設の設置など、施設の利用状況に応じた柔軟な改修案を提案するとともに、改修内容に沿った国や県の補助制度の活用を働きかけ、負担軽減に努めているところでございます。

また、一定の農地のまとまりを確保できる地域では、農地集積の促進費などの有利な補助事業を活用し、生産性向上を目的とした農地の整備と併せて、必要な規模の農業水利施設の整備を進めることにより、農業者の費用負担を大幅に抑えることが可能となります。このように、農業水利施設と農地を一体的に再整備し、水路のパイプライン化などを行うことにより、農作業のみならず、施設の維持管理の効率化も図られることから、地域への補助事業の活用による一体的な整備の働きかけを積極的に行っているところでございます。それぞれの地域農業の将来像を見据えながら、市町と連携し、地域の状況に応じた農業水利施設の再整備を進め、持続可能な生産構造への転換に取り組んでまいります。

次に、中山間地域の社会資本整備の推進に向けた予算確保についてお答えいたします。

公共事業につきましては、社会資本の整備を通じて、県民の皆様の安全・安心や円滑な経

令和8年6月25日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

済活動を支えるとともに、特に中山間地域では、建設業が主要な産業の一つとして地域の雇用を支えるなど、重要な役割を果たしており、県内全域で計画的に事業を推進していく必要があるものと認識しております。

また、建設事業者は、災害発生時の緊急対応や北部地域の除雪など、様々な場面で県民の命と暮らしを支える地域の守り手として重要な役割を担っており、その役割を将来にわたって果たしていくためには、公共事業の発注を通じた受注機会の確保を図ることが重要であると考えております。

こうしたことから、県といたしましては、計画的な事業推進に必要な事業量の確保に努めているところであり、令和8年度の公共事業費については、令和7年度の補正予算を含めた補助公共事業の内示額といたしまして、全体で前年度比104.5%を確保したところです。地域ごとの事業費につきましても、道路、河川等の事業別整備計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を措置しているところでございますが、個々の事業の進捗などにより、北部地域も含め、年度ごと、地域ごとの変動が生じている状況となっております。

こうした中で、人手不足や物価高騰など、地域の建設業を取り巻く経営環境が厳しさを増していることも踏まえ、受注機会の安定的な確保に向けた取組として、発注方法の工夫を図るとともに、国に対し、前年度を上回る公共事業予算の確保などを働きかけ、国の経済対策に係る補正予算を含め、有利な財源を最大限活用しながら、地域ごとに必要な事業量の安定的な確保に努め、県全体の発展を支える社会資本整備を着実に推進してまいります。

次に、県外進学した学生の帰省機会の確保を通じた県内回帰促進策についてでございます。

本県出身の学生が新卒就職時に県外を居住地として選択する主な要因としては、本県が令和6年度に実施した若年層の社会減少要因調査分析の結果から、魅力的で多様な働く場が不足していること、自分が望む働き方ができる企業の存在や魅力が届いていないこと、若者目線のまちづくりや地域の魅力に触れる機会が不足していることなどであることが明らかになっております。

この結果や、現在、労働市場の流動性が高まっていることを踏まえ、県外に転出した若者やキャリアアップなどを考えている県内外の方に、広島県内の企業に就職、転職しようと思っただけにとともに、県内企業においても、そうした人たちを積極的に受け入れていく体制を整えていく必要があると考えております。

このため、県内企業の魅力の向上や発信の強化と職場環境の改善や働き方改革、多様な企業の誘致と先端・成長産業の育成、集積、音楽やアートといった文化芸術や祭り、スポーツといった楽しみや遊びの充実とその発信などに取り組むこととしております。

また、「それ、広島で。」キャンペーンを展開する中で、地域への愛着を持っている人ほど将来的なUターン意欲が高いことが分かったことから、地域への愛着や誇りを再認識してもらうことに通じる帰省機会の創出や県内企業との接点づくりに資する取組として、県外学生のインターンシップ参加の際の交通費、宿泊費を支給する県内企業への支援、本県出身の学生が多

令和8年6月25日 一般質問（速報版）

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

い都市における就活イベントの開催を実施することとしております。

さらに、今後、首都圏などの広島県人会や広島ゆかりの方にも協力を仰ぎながら、本県出身の県外在住の学生などが集まり、継続的に広島とのつながりを感じてもらえるような場づくりについても検討してまいりたいと考えております。

県といたしましては、本県出身の県外在住の学生を中心に、広島に対して関心を高める情報発信や、愛着や誇りを再認識してもらう取組を通じて、一度外に出ても広島に戻りたい、広島で暮らしたいと思っていただけるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、汚水適正処理構想における浄化槽の位置づけと維持管理についてでございます。

浄化槽は、下水道と並ぶ恒久的な污水处理施設として、地域の水環境の保全や公衆衛生の向上に重要な役割を果たしていると認識しております。

令和2年に改定した広島県汚水適正処理構想では、污水处理施設の経済的かつ早期普及が可能となるよう、人口密度の低い地域においては、下水道の整備から浄化槽の整備に見直したところであり、これに基づき、地域の実情を踏まえた整備が行われております。現在の構想の期間は令和8年度末までとなっていることから、自治体の厳しい財政状況、人口減少、過疎化による地域の変化、災害時における処理施設の機能確保の必要性などの課題を踏まえ、今年度見直しを進めているところでございます。

次期構想におきましても、老朽化対策や地震対策などの危機管理の観点も踏まえた上で、下水道や浄化槽、集落排水など、それぞれのメリットを総合的に判断し、地域ごとに最適な処理方法を選択しながら、污水处理を適切に推進してまいりたいと考えております。

また、整備された浄化槽が本来の機能を発揮するためには、保守点検や清掃、法定検査といった維持管理が適切に行われる必要がありますが、浄化槽の適正管理の推進に当たっては、まず維持管理の実施状況を正確に把握することが重要です。

令和元年の浄化槽法改正において、関係事業者が保有する維持管理情報の一元管理に向け、浄化槽台帳の整備が県に求められることとなり、これを受け、県においては、令和6年度に浄化槽台帳システムを構築し、現在、維持管理情報を保有する事業者に対して、電子化した維持管理情報の提供を求めるなどの、浄化槽の適正な維持管理に資するための情報の電子化に取り組んでいるところでございます。

市町や関係団体、維持管理事業者などと連携しながら、情報の電子化を加速させ、精度の高い浄化槽台帳データに基づき、適正な維持管理の推進に向けて取組を強化してまいります。

その他の御質問につきましては、担当説明員より答弁させていただきます。

○議長（中本隆志君） 農林水産局長向井雅史君。

【農林水産局長向井雅史君登壇】

○農林水産局長（向井雅史君） 条件不利な農地を有する本県の地域農業将来ビジョンの取組についてお答えします。

中山間地域におきましては、条件不利な小区画の農地においても収益を得ることが可能な

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

園芸作物の生産を振興し、より多くの農業者の定着を図るとともに、水稻など土地利用型作物を効率的に生産し、より多くの農地の維持を図ることにより、集落を活性化していく農業構造を目指していく必要があると考えております。

園芸作物の振興につきましては、既存の産地や担い手の生産状況を踏まえつつ、地域の農地や気象など栽培条件に適した品目を選定するとともに、園芸用ハウスの環境制御システムや有利販売に向けた収穫予測システムなどのスマート農業技術を組み合わせることで、確実に収益を得ることができる経営モデルの構築に取り組んでおります。

水稻などの生産の効率化につきましては、大規模な経営を行うために必要な大区画の農地の確保が限定されることから、中山間地域の多くの地域においては、多様な主体の連携により作業の共同化などを図っていく必要があると考えております。

具体的には、日本型直接支払制度などを活用し、農業者間の連携によるドローンやリモコン草刈り機などスマート農業機械の共同利用の仕組みづくり、地域住民など多様な主体との連携による水路や農道など農業用施設の保全管理のための体制づくり、商工業などの地元企業との連携による防除や収穫などの作業を受託する農業支援サービス事業体の育成などに取り組むことが効果的であると考えており、県内外の先行事例をモデル的に導入し、検証しながら広く普及してまいります。

また、このような農業構造の転換を進めていくためには、地域ごとに状況が違ふことから、まずは、農業者を中心に多様な主体による話し合いを行い、担い手の確保や農地の活用の方向性など地域農業将来ビジョンを描くことから支援してまいります。

こうした取組により、条件が不利な農地におきましても、経営が成り立つ農業を可能とし、中山間地域においても将来の農業者が確保される持続可能な農業の仕組みを構築してまいります。

○議長（中本隆志君） 健康福祉局長北原加奈子君。

【健康福祉局長北原加奈子君登壇】

○健康福祉局長（北原加奈子君） 私からは、2点回答申し上げます。

過疎地域における地域医療に対する今後の取組について、まず回答を申し上げます。

中山間地域における医療提供体制につきましては、医師等の医療人材の確保や、医療機関の安定的な経営等が課題であると認識しており、これらに対し、本県ではこれまでに自治医科大学卒業医師や大学地域枠医師の配置、ふるさとドクターネット広島を通じた全国の医師への情報発信、僻地の医療機関の運営費及び設備整備費への補助や巡回診療車への支援などに取り組んできたところでございます。

医療DXにつきましては、僻地医療でも活用が期待されるオンライン診療に関して、昨年度、実証事業を実施し、現在、そこで得られた成果や課題の横展開により、ノウハウを共有することで、オンライン診療の推進に取り組んでおります。

また、在宅医療につきましては、昨年度から開始された、かかりつけ医機能報告制度によ

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

り、在宅医療を含め、地域の医療機関が持つ機能が明確化されるようになるため、今後、データ分析とともに、地域で議論する場を設け、現場のお声もよく伺いながら、必要な方策について検討を進めてまいります。

地域の医療提供体制を確保する上では、各地域の医療ニーズに対応した医師配置が重要であることから、備北地域や芸北地域で先進的に取り組まれている広域的な地域医療ネットワークの構築を県内全圏域でも推進するとともに、昨年度から開始した医師配置検討委員会において、県全体の医師の配置調整を実施し、さらに、現在整備を進めております高度医療・人材育成拠点においても、医療人材を確保・育成し、人材が循環する仕組みに貢献するなど、各種取組を着実に実行することにより、県内どこに住んでいても安心して医療を受けることのできる体制の確保に努めてまいります。

次に、本県の少子化対策と機運醸成についてでございます。

本県におきましては、結婚、妊娠・出産、子育てに関する県民の皆様の希望の実現を後押しすることを基本に、これまでも様々な取組を行ってまいりましたが、令和5年度の調査においてもなお、希望している子供の数と予定する子供の数との間に差が生じていることにつきましては、さらなる取組の充実が必要と認識しております。

これまでの調査等からは、希望の数の子供を持たない理由として、上位に経済的な理由が挙げた一方で、既存の支援策に対する認知度が十分ではないこと、女性に家事、育児が偏っている一方で、男性の約半数は、家事、育児をもっと頑張りたいと希望していること、子育てに関するネガティブなイメージが先行していることなどが明らかとなっております。

このため、まず、経済的不安の軽減に対しましては、支援制度を見える化するために開設したウェブサイト「ひろしまF a m N A V I +」について、今後は、若者・子育て世代に対し、さらなる積極的な広報に取り組んでまいります。

また、共家事・共育ての定着に向けましては、家庭を職場から応援する「TEAM共家事&共育て」の協賛企業として、昨年度から、18の企業を認定しておりますが、今後、さらに多くの企業を募り、従業員の方の意識や行動の変容を促せるよう取り組むとともに、働き方改革や男性の育児休業取得促進等を進めることで、男性の家事・育児参画を社会全体で支える環境づくりを進めてまいります。

さらに、子育てに関するネガティブイメージの払拭につきましては、子育てに関し、多くの方にポジティブな情報が浸透するようなキャンペーン実施等による普及啓発のほか、高校生等を対象に、乳幼児との触れ合い体験や子育て当事者との意見交換を実施し、その効果が参加者以外にも波及するよう、併せて情報発信を行うなど、取組を一層充実させてまいります。

今後も、多様な主体と連携して総合的な対策を進めることで、県全体として子育てを応援する機運を醸成し、多くの方々が子供を持ちたいと思い、安心して子供を持つことができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（中本隆志君） 環境県民局長兼田みゆき君。

※暫定的なものであるため、今後訂正される場合があります。

【環境県民局長兼田みゆき君登壇】

○環境県民局長（兼田みゆき君） 浄化槽管理士に対する研修と登録制度についてお答えいたします。

本県におきましては、平成29年から、全国に先駆けて浄化槽管理士等を対象として、維持管理業務に関する最新知識の習得や技術力のさらなる向上を図ることなどを目的とした講習会を開催しており、令和2年からは条例により、全ての浄化槽管理士がこの講習会を受講することを浄化槽保守点検業の登録更新の要件としているところでございます。

浄化槽本来の機能を十分に発揮するためには、維持管理が適切に行われる必要があります、維持管理を担う浄化槽管理士等の技術力や知識の維持向上が不可欠なことから、条例において、保守点検事業者に対し、浄化槽管理士の講習会受講を義務づける本制度は、有意義なものであると認識しております。

この講習会につきましては、受講者は延べ2,000人を超え、県内の浄化槽管理士の技術水準の向上に大きく寄与しており、法令の基準に沿った保守点検が確実に行われることにより、汚水の適正処理につながったものと考えております。

今後とも、講習会がより効果的な内容となるよう、受講者の意見や要望等も踏まえながら、適宜、講習内容を充実していくことで、浄化槽管理士の技術力や知識をさらに底上げしてまいります。

また、浄化槽保守点検事業者の登録更新に当たっては、書類による審査に加え、県による立入検査等を行っており、こうした機会を捉えて、保守点検業務の実施状況等の実態把握や助言指導を行うことで、事業者における浄化槽の適切な維持管理に必要な技術力の確保に努めてまいります。